

### 各類の試験方法一覧表

種別	試験	対象	測定される危険性	方法の概要	判定基準
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性	① 標準物質(過塩素酸カリウム)と木粉との混合物(重量比1:1)の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物(重量比4:1及び1:1)の燃焼時間を測定する。	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物品と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)		① 標準物質(過塩素酸カリウム)と木粉との混合物(重量比2:3)の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物(体積比1:1)の燃焼時間を測定する。	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物品と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する敏感性	① 標準物質(硝酸カリウム)と赤りんの混合物に鋼球を落下させて当該混合物が50%の確立で爆発する高さ(50%爆点)を求める。 ② 試験物品と赤りんの混合物に①の50%爆点から鋼球を落下させて当該混合物が爆発する確立を求める。	試験物品と赤りんの混合物の爆発する確立が50%以上であること。
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)		① 試験物品とセルロース粉との混合物を鉄管に詰め、電気雷管で起爆して鉄管の破裂の程度を観察する。	鉄管が完全に裂けること
第2類	小ガス炎着火試験	固体	火炎による着火の危険性	① 試験物品に小さな炎を接触させ、着火するまでの時間を測定し、燃焼を継続するか否かを観察する。	10秒以内に着火し、燃焼を継続すること
	引火点測定試験	固体	引火の危険性	① 試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器を用いて測定する。	引火点が測定されること
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性	(固体の場合) ① 試験物品をろ紙の中央に置き、10分以内に自然発火するか否かを観察する。 ② 粉末の試験物品が①で自然発火しない場合、試験物品を落下させ、落下中又は落下後10分以内に自然発火するか否かを観察する。 (液体の場合) ① 試験物品を磁器に滴下して、10分以内に自然発火するか否かを観察する。 ② 試験物品をろ紙に滴下して、10分以内に発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する。	(固体の場合) 自然発火すること  (液体の場合) 自然発火し、又はろ紙を焦がすこと
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性	① 試験物品を純水を湿らせたろ紙の中央に置き、発生するガスが自然発火するか否かを観察する。 ② ①で発生するガスが自然発火しない場合、当該ガスに火炎を近づけて着火するか否かを観察する。 ③ 試験物品を純水を加え、1時間当たりのガスの発生量を測定し、当該ガスに可燃性の成分が含まれているか否かを分析する。	発生するガスが自然発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が200L/kg・hr以上であり、かつ、可燃性の成分を含有すること。

第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性	<p>① 試験物品の引火点をタグ密閉式引火点測定器により測定する。</p> <p>② ①の引火点が80℃を超える場合、クリーブランド開放式引火点測定器により試験物品の引火点を測定する。</p> <p>③ ①の引火点が0℃以上80℃未満で、当該温度における試験物品の動粘度が10cst以上の場合、試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器により測定する。</p>	引火点が測定されること
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性	<p>① 標準物質（2,4-ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイル）の発熱開始温度及び発熱量を示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置により測定する。</p> <p>② 試験物品の発熱開始温度及び発熱量を①で用いた装置により測定する。</p>	発熱開始温度及び発熱量が標準物質から求められた危険性の基準以上であること
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ	① 試験物品を1.0 mmのオリフィス板を取り付けた圧力容器に入れて加熱して、破裂板が破裂するか否かを観察する。	50%以上の確立で破裂すること
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性	<p>① 90%硝酸水溶液と木粉の混合物（重力比1：1）の燃焼時間を測定する。</p> <p>② 試験物品と木粉との混合物（重量比4：1及び1：1）の燃焼時間を測定する。</p>	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が90%硝酸水溶液と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと